

仕 様 書 (特別高圧)

1 概 要

- (1) 対象建物 京都府立医科大学
 (2) 需要場所 京都府京都市上京区河原町通広小路上る梶井町4 6 5
 (3) 業種及び用途 大学及び病院

2 仕 様

- (1) 電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等
 ア 電気方式 交流3相3線式
 イ 標準電圧 22,000ボルト
 ウ 計量電圧 22,000ボルト
 エ 標準周波数 60ヘルツ
 オ 受電方式 本線・予備線受電(2回線受電)
 カ 発電設備

定格出力及び台数	1,600kW 2 台、800kW 1 台、600kW1台	350kW 1 台
用 途	非常用	常用
定 格 電 圧	6. 5 kV	6. 6 kV
系統連系の有無	無	有
アンシラリーサービス料対象容量	—	350kW

(2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 契約電力(契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計量される値がこれを超えないものとする。)

- (a) 契約電力(常時電力) 6,100 kW
 (b) 契約電力(予備電力) 6,100 kW
 (c) アンシラリーサービス料金対象容量 350 kW

(常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、常時供給変電所以外の変電所から常時供給電圧と同位の電圧で、予備電線路により受電する。)

イ 予定使用電力量

28,752,450kWh

(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用量見込)

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることが出来るものものとする。

また、その予定使用状況については、別に定める各月の電力使用計画のとおり

(3) 契約使用期間 令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで

(4) 需給地点

需要場所における京都府立医科大学の特高受電室内の「89R11」及び「89R21」断路器の電源側端子

(5) 電気工作物の財産分界点

需要場所における京都府立医科大学の特高受電室内の22,000V 地中引込線

(6) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産責任分界点に同じ。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(8) 代金の算定期間

代金の算定期間は、毎月1日0時から当該月の末日24時までの期間とする。

(9) 料金制度

料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など各社ごとに設定することができるものとする。

(10) 力率

- ア 供給者は契約期間において、その1箇月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。
- イ 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。
単位は、%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。)
平均力率の算定式は次のとおり。

$$\text{平均力率(\%)} = \{ \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \} \times 100$$

- ウ 契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11) 燃料費調整額

燃料費調整額は、入札時に提出した燃料費調整額の算定方法(基準燃料価格、平均燃料価格等)に基づき算定する。

なお、契約期間中の基準燃料価格、平均燃料価格等の算定諸元の変更は認めない。

(12) その他の割引

その他の割引がある場合にあっては、その他の割引額は、入札時に供給者が京都府公立大学法人に提出した算定方法により算定するものとする。

(13) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、供給者が定める供給条件等の規定によるものとする。

(14) アンシラリーサービス料金

発電設備系統連携サービス契約は、一般送配電事業者と需要者が直接締結し一般送配電事業者より需要者へ料金の請求を行うため、入札価格算定にあたってはアンシラリーサービス料金を対象外とする。

(15) 契約超過金

京都府公立大学法人は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、契約超過金を支払うものとする。

なお、契約超過金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(16) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定は、原則として供給者が定める供給約款等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(17) 支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府公立大学法人は、原則として供給者が定める供給約款等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(18) その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、京都府を供給区域とする一般送配電事業者の供給条件等を参考に双方協議の上で決定するものとする。

(※必要に応じて下線部分は変更する)

以 上